

戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第八回特別弔慰金）が支給されます。

支給対象者 平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受け方（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- ▽1. 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ▽2. 戦没者等の子
- ▽3. 戦没者等と生計関係有していた①父母②係③祖父母④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を行っていない方、平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方または遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます）

▽4. 前記3以外の①父母②係③祖父母④兄弟姉妹

▽5. 前記1から4以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます）

支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債

請求期限 平成20年3月31日

請求窓口

市役所 社会福祉課
社会福祉係 ☎63-51113
各支所 福祉保健課または市民課

水道水質検査計画の閲覧ができます

平成18年度の佐渡市水道水質検査計画を、本庁水道課および各支所水道課窓口で公表しています。

「水道課水質検査計画」は、水道法施工規則（第15条第6号）に基づき、平成17年度以降、すべての水道事業者が毎年度の開始前に策定し、水道の需要者に公表することが義務づけられているものです。

支所の水道課窓口ではその地

区の水質検査計画が閲覧できます。また本庁の水道課窓口では佐渡市内のすべての水道事業の水質検査計画が閲覧できます。

問い合わせ先

市役所 水道課
☎63-51114

平成17年分確定申告 振替納税をご利用の皆様へ 残高の確認をお忘れなく

平成17年分の所得税と消費税及地方消費税の確定申告書を期限内に提出した人で、振替納税をご利用の人については、指定の預貯金口座から次の日程で税金の振替納税を行います。

振替日

- 所得税 4月20日（木）
- 消費税及地方消費税 4月27日（木）

振替日の2〜3日前には、預貯金残高をお確かめください。

なお、残高不足等で引き落とすできませんと、納期限の翌日（所得税については3月16日（木）、消費税及地方消費税は4月1日（土））から延滞金が加算されますので、ご注意ください。

また、今回の平成17年分確定申告書の提出が遅れた人（期限

後の申告となった人）は、振替納税の手続きをしていた人でも、直接金融機関の窓口での納税が必要となりますので、ご注意ください（期限後の申告および修正申告については、振替納税はできません）。

問い合わせ先

相川税務署 ☎74-3276

平成18年度 国家公務員 国税専門官採用試験

受験資格

- ①昭和54年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者
- ②昭和60年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの

- (1) 大学を卒業した者および平成19年3月までに大学を卒業する見込みの者
- (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

受付期間

4月3日（月）〜4月14日（金）

第1次試験 6月11日（日）

問い合わせ先

相川税務署 総務課
☎74-3276

なお、国税庁ホームページにも採用情報が掲載されています。
<http://www.nta.go.jp>

春到来！自然を満喫しよう！！

いよいよアウトドアシーズンの到来です。「オートパークさわた」は豊富な自然に加え、キャンプ場に隣接したフィールドアスレチック施設や丸太迷路があり、家族連れに人気です。さあ、アスレチックや丸太迷路で思いっきり遊ぼう。

開設期間

アスレチック施設

4月8日（土）〜11月5日（日）

オートキャンプ場

4月22日（土）〜10月15日（日）

問い合わせ先

オートパークさわた
☎52-33351

市役所 佐和田支所 産業振興課
☎57-8123

佐渡・相川おけさまつり

桜並木ライトアップ

4月14日〜23日

19時〜21時

イベント 4月22日・23日

佐渡金山第3駐車場

（雨天：相川体育館）

11時〜15時・20時〜21時

問い合わせ先

相川観光協会 ☎74-2220